

鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本委託業務は、本市が令和2年3月に策定した「鳥羽市男女共同参画基本計画（第3期）」の改定にあたり、上位計画である「鳥羽市総合計画」や国における各種制度改正の動向を踏まえた上で、これらの計画に係る調査分析及び計画策定のための業務を行うものである。

2. 業務の内容

- (1) 業務名：鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務
- (2) 契約上限金額：3,311,000円（税込）
- (3) 契約期間：契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市市民課

3. 企画提案の実施方法

この実施要領に基づき提出された提案書について、別に設置する「鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定委員会」において、内容の審査を行い、総合的に最優秀提案者を選定する。

(1) 参加資格に関する事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に該当しないものであること。
- ② 鳥羽市契約規則第18条の指名基準に該当するものであること。

(2) 参加確認書の提出

参加を希望するものは、別紙様式「プロポーザル参加意思確認書」を下記まで提出するものとする。

- ① 出期限 令和6年4月22日（月）17:15必着（郵送も同時刻）
- ② 出場所 〒517-0011
三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市市民課人権・市民交流係

(3) 提出書類について

- ① 提案書類
・ 提案書 8部（正本1部、副本7部）

各者任意の用紙にて、A4またはA3版15ページ程度とする。提案書の内容については、次の事項を含めるものとする。

- ア 別添「鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務に関する提案書
- イ 業務の全体スケジュール
- ウ 業務実績（同種または類似の業務実績を有する場合）
- エ 業務体制
- オ 会社概要
- カ その他、上記以外に独自にアピールするもの

・見積書（1通）

各者任意の様式にて「見積書」及び「内訳書」を提出する。宛名は鳥羽市長とする。

② 提出期限 令和6年5月13日（月）17：15必着（郵便も同時刻）

③ 提出場所 〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市役所市民課人権・市民交流係

（4）プレゼンテーションについて

①開催日 令和6年5月20日（月）

②開催場所 鳥羽市役所西庁舎3階・中会議室
（三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号）

④ 間 参加者には4月24日（水）に通知

⑤ 要時間 各者約15分（提案書説明10分、質問5分）

⑥ プレゼンテーション手法

参加者は各者最大3名とする。OA機器の使用は各者判断。（スクリーン、プロジェクター、パソコンについては当方で準備したものも使用可能。）

⑦プレゼンテーション順番

参加意思確認申請書の提出順とする。

4. 提案の無効

次の一に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- （1）提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- （2）提案者が同一の委託業務に対し二つ以上の提案をしたとき。
- （3）提案者が他人の提案を代理したとき。
- （4）提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- （5）見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別し難い見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

- (6) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (7) 見積額が契約上限金額を超えたとき。

5. 選定にかかる審査について

この実施要領に基づく提案書、見積書及びプレゼンテーションについて、「鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定委員会」が審査を行い、総合的に最優秀提案を選定する。

(1) 審査内容

別添「鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定要領」による。

(2) 選定委員会の組織運営

別添「鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定委員会設置要領」による。

6. 受注者の決定について

- (1) 鳥羽市長が判断した企画提案者であり、契約上限金額の範囲内で選定委員会が最も優れた企画提案をしたと認めた者を最優秀提案者とする。
- (2) 選定結果については、文書にて各者に通知する。

7. 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、鳥羽市及び受注者の双方各1通を保有する。
- (2) 契約書の作成にかかる費用は、全て受注者の負担とする。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約した物件が納入完了後、検査に合格し、適切な支払請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

9. 質問事項

本実施要領における質問事項については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間

令和6年4月22日（月）17:15まで（郵送も同時刻）

(2) 質問方法

下記 11. 問合せ先に電話にて連絡後、メール、FAXまたは郵送にて送付。様式は任意とする。

(3) 回答方法

各者からの質問に対する回答は、質問受付日から3日以内（土・日は除く）に参加の可能性がある者全てにメールまたはFAXにて送付する。

10. その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、全て各企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類については返却しない。
- (3) 連絡調整の担当者を1名配置すること。

11. 問合せ先

鳥羽市市民課人権・市民交流係

担当：木下

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

電話：0599-25-1126

FAX：0599-26-4325

E-MAIL：simin@city.toba.lg.jp